

医療法人清水会 老人保健施設 利用のご案内

[対象者]

介護保険の認定調査において、要支援もしくは要介護度5までの判定を受けられた方で、病状安定期にあり入院治療をする必要はないが、看護・介護・リハビリを中心とした医療ケアや日常生活のお世話を必要とされる方。

[ご利用頂けるサービス]

要支援1、2の方

- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

要介護1～5までの方

- ・入所
- ・短期入所療養介護（ショートステイ）
- ・通所リハビリテーション（デイ・ケア）

[利用までの諸手続き] *見学のみでも、随時受け付けております。

1. 見 学 まずはお電話下さい。支援相談員がお話しを伺います。詳しくは、ご家族様が直接施設にお越し頂いた際に利用の相談、施設のご案内をさせていただきます。予約してからお越し下さい。

利用相談

(月)～(土) 午前10時～午後4時30分

それ以外の時間帯に関しては、支援相談員が不在の場合があります。事前に電話にてご確認下さい。

2. 書類提出 支援相談員がお話を伺った後、下記の書類をお渡しします。記入後、施設受付までお持ち下さい。又、介護保険の資格確認をさせていただきますので、介護保険被保険者証と負担割合証を提示下さい。

通院中・入院中医療機関の紹介状（診療情報提供書）または老人保健施設診断書

利用者受付票 利用申込書 緊急連絡先一覧

3. 利用検討 提出された書類に基づき各施設の利用検討委員会が利用の適否を判定し、その結果をお知らせします。場合により、ご本人様の状態を入院・入所機関、若しくは担当ケアマネジャーに確認させて頂く事や、直接ご本人様の面接をさせて頂く事もあります。ご承知下さい。

4. 利用日時決定 ご相談の上、利用日時を決定します。尚、空き状況により暫く待機して頂く場合がありますので、ご了承下さい。又、待機中にお体の状態等に変化が生じた場合は、必ず施設にご連絡下さい。

5. 入所当日 相生山病院で健診を受けて頂きます（胸部レントゲン撮影、心電図、血液検査）。胸部レントゲン所見で結核感染を疑う場合は、追加で喀痰検査を受けていただきます（保険適用）。又、過去1年以内にHBs抗原、HCV抗体の感染症検査未実施の方には、検査を受けていただきます（保険外自費）。